

医療上必要があると認められない患者様のご都合による 精子の凍結または融解に関する費用について

精子凍結保存は健康保険の適応外となります。ただし、体外受精・顕微授精に用いる事を目的として、精巣内精子採取術によって得られた精子を凍結保存する場合と、高度乏精子症の方の精子を凍結保存する場合には健康保険が適用されます。

医療上必要があると認められない患者様の都合による精子の凍結に関しては健康保険の適応外となりますが、選定療養として体外受精・顕微授精を保険診療中の患者様でも患者様の自己負担で施行することが可能です。



当院における選定療養の費用は下記のとおりです。

療養の種類	費用
精子凍結保存料（1年）新規	22,000円/回
精子凍結保存料（1年）継続	11,000円/回

詳細につきましては、生殖医療センターへご相談ください。